

鳥取市産業廃棄物処理業者等に対する行政処分実施要領

(目的)

第1条 この要領は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第9条の2、第9条の2の2、第14条の3、第14条の3の2、第14条の6、第15条の2の7及び第15条の3の規定に基づき、鳥取市長が行う産業廃棄物処理業者等に対する許可の取消し又は事業の停止等の命令（以下「行政処分」という。）に関して基準を定めることにより、公正かつ適正な執行を図ることを目的とする。

(行政処分の対象)

第2条 行政処分の対象とする者は、法の規定により、鳥取市長から産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集運搬又は処分業の許可を受けている者及び一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている者で、法又は法に基づく処分に違反した者及び法に規定される基準等に適合しなくなった者とする。

(行政処分の基準)

第3条 行政処分は、原則として別表1から別表5までの第1欄に掲げる違反行為等に対し、これらの表の第4欄に掲げる内容により行うものとする。

2 他者に違反行為をすることを要求、依頼、教唆又はほう助した場合に係る処分については、その違反行為に係る基準を適用するものとする。

(軽減措置)

第4条 行政処分を軽減するに足りる相当の理由があると認められる場合には、軽減措置を講ずることができるものとする。ただし、法第9条の2の2第1項、法第14条の3の2第1項（法第14条の6の規定により準用する場合を含む。）又は法第15条の3第1項の規定に基づく処分については、違反行為の情状が特に重いと認められない場合を除き、その限りでない。

2 別表1に定める取消しの軽減措置は、違反行為の態様や回数、違反行為による影響、行為者の是正可能性等の諸事情から停止日数を検討するものとし、別表3及び別表5に定める停止日数の軽減措置は、同表第4欄の停止日数の2分の1以内の日数を当該停止日数から減じるものとする。

(加重措置等)

第5条 次の各号のいずれかに該当する場合には、加重措置を講ずることができるものとし、違反行為の内容が特に悪質と認められる場合又は違反行為により生活環境の保全上重大な支障があった場合は、許可の取消しができるものとする。

- (1) 違反行為等により、生活環境の保全上、支障があったと認められる場合
- (2) 違反行為等の内容が悪質であると認められる場合
- (3) 過去5年以内に、違反行為等による行政処分を受けている場合
- (4) その他、加重するに足りる相当の理由があると認められる場合

2 事業の停止又は施設の使用の停止日数による加重措置は、原則として別表3及び別表5第4欄の該当する停止日数の2分の1を加算するものとする。

(複数の違反等に対する取扱い)

第6条 2つ以上の違反行為等があった場合には、そのうち、最も重い違反行為等についての停

止日数に他の違反行為等の停止日数の2分の1以内を加算することができる。

(事業停止日数及び使用停止日数の限度等)

第7条 行政処分による事業停止日数及び使用停止日数はそれぞれ120日を限度とする。また、管轄外においてなされた違反行為に対する行政処分は、違反行為を行った場所を管轄する行政庁の処分内容を上回らないものとする。

(手続)

第8条 行政処分の手続は、行政手続法(平成5年法律第88号)、鳥取市聴聞等実施規則(平成6年鳥取市規則第27号)及び行政処分の指針について(平成30年環境規発第1803306号環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知)に定める手順により行うものとする。

(公表)

第9条 行政処分を行ったときは、原則として、被処分者名、処分の内容、処分理由及び根拠条文等を廃棄物対策課HP、市政記者室を通じた報道機関への資料提供等により公表するものとする。

(関係機関への通知)

第10条 行政処分を行ったときは、環境省、都道府県、法第24条の2第1項に規定する政令で定める市に環境省産業廃棄物処理業者情報検索システムにて通知するものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、行政処分の実施に関し必要な事項は、市民生活部環境局長が別に定める。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年1月27日から施行する。

別表 1

処分事由（第1欄）	根拠条文（第2欄）	罰則（第3欄）	処分基準（第4欄）
産業廃棄物運搬、処分の無許可業者等への委託基準違反	第12条第5項	第25条	取消し
産業廃棄物運搬、処分委託基準違反	第12条第6項	第26条	取消し
特別管理産業廃棄物運搬、処分の無許可業者等への委託基準違反	第12条の2第5項	第25条	取消し
特別管理産業廃棄物運搬、処分委託基準違反	第12条の2第6項	第26条	取消し
産業廃棄物収集運搬業無許可営業	第14条第1項	第25条	取消し
産業廃棄物処分業無許可営業	第14条第6項	第25条	取消し
産業廃棄物処理受託禁止違反	第14条第15項	第25条	取消し
産業廃棄物再委託基準禁止違反	第14条第16項	第26条	取消し
産業廃棄物処理業無許可事業範囲変更	第14条の2第1項	第25条	取消し
産業廃棄物処理業者の事業停止命令違反	第14条の3	第25条	取消し
産業廃棄物処理業者の名義貸し禁止違反	第14条の3の3	第25条	取消し
特別管理産業廃棄物収集運搬業無許可営業	第14条の4第1項	第25条	取消し
特別管理産業廃棄物処分業無許可営業	第14条の4第6項	第25条	取消し
特別管理産業廃棄物処理受託禁止違反	第14条の4第15項	第25条	取消し
特別管理産業廃棄物再委託基準禁止違反	第14条の4第16項	第26条	取消し
特別管理産業廃棄物処理業無許可事業範囲変更	第14条の5第1項	第25条	取消し
特別管理産業廃棄物処理業者の事業停止命令違反	第14条の6において準用する第14条の3	第25条	取消し
特別管理産業廃棄物処理業者の名義貸し禁止違反	第14条の7	第25条	取消し
廃棄物処理施設無許可設置	第8条第1項 第15条第1項	第25条	取消し
廃棄物処理施設無許可変更	第9条第1項 第15条の2の6第1項	第25条	取消し
廃棄物処理施設改善命令違反、使用停止命令違反	第9条の2 第15条の2の7	第26条	取消し
廃棄物処理施設無許可譲受け、無許可借受け	第9条の5第1項 第15条の4において準用する第9条の5第1項	第26条	取消し
廃棄物の無許可輸入	第15条の4の5第1項	第26条	取消し
廃棄物の輸入許可条件違反	第15条の4の5第4項	第26条	取消し
廃棄物の無確認輸出（未遂を含む。）	第15条の4の7第1項 において準用する第10条第1項	第25条	取消し
廃棄物の無確認輸出予備	第15条の4の7第1項 において準用する第10条第1項	第27条	取消し
廃棄物の投棄禁止違反（未遂を含む。）	第16条	第25条	取消し
廃棄物の投棄禁止違反を目的とした収集運搬	第16条	第26条	取消し
廃棄物の焼却禁止違反（未遂を含む。）	第16条の2	第25条	取消し
廃棄物の焼却禁止違反を目的とした収集運搬	第16条の2	第26条	取消し
指定有害廃棄物の保管、処理禁止違反	第16条の3	第25条	取消し
改善命令違反	第19条の3	第26条	取消し
措置命令違反	第19条の4第1項 第19条の5第1項 第19条の6第1項	第25条	取消し

別表 2

処分事由 (第 1 欄)	根拠条文 (第 2 欄)	罰則 (第 3 欄)	処分基準 (第 4 欄)
不正手段による産業廃棄物処理業営業許可取得 (許可の更新を含む。)、産業廃棄物処理業事業範囲変更許可取得	第 14 条の 3 の 2 第 1 項第 6 号	第 25 条	取消し
不正手段による特別管理産業廃棄物処理業営業許可取得 (許可の更新を含む。)、特別管理産業廃棄物処理業事業範囲変更許可取得	第 14 条の 6 において準用する第 14 条の 3 の 2 第 1 項第 6 号	第 25 条	取消し
不正手段による廃棄物処理施設設置許可取得、廃棄物処理施設変更許可取得	第 9 条の 2 の 2 第 1 項第 3 号 第 15 条の 3 第 1 項第 3 号	第 25 条	取消し

別表 3

処分事由 (第 1 欄)	根拠条文 (第 2 欄)	罰則 (第 3 欄)	処分基準 (第 4 欄)
産業廃棄物の事業場外保管事前届出義務・変更届出義務、虚偽届出違反	第 12 条第 3 項	第 29 条	停止 30 日
非常災害時産業廃棄物事業場外保管届出義務違反、虚偽届出	第 12 条第 4 項	第 33 条	停止 10 日
産業廃棄物処理責任者設置義務違反	第 12 条第 8 項	第 30 条	停止 30 日
産業廃棄物多量排出事業者の産業廃棄物処理計画提出義務違反、虚偽記載	第 12 条第 9 項	第 33 条	停止 10 日
産業廃棄物多量排出事業者の産業廃棄物処理計画実施状況報告義務違反、虚偽報告	第 12 条第 10 項	第 33 条	停止 10 日
産業廃棄物処理施設設置事業者の帳簿備付け義務違反、記載義務違反、虚偽記載、保存義務違反	第 12 条第 13 項において準用する第 7 条第 15 項及び第 16 項	第 30 条	停止 30 日
特別管理産業廃棄物事業場外保管事前届出義務・変更届出義務、虚偽届出違反	第 12 条の 2 第 3 項	第 29 条	停止 30 日
非常災害時特別管理産業廃棄物事業場外保管届出義務違反、虚偽届出	第 12 条の 2 第 4 項	第 33 条	停止 10 日
特別管理産業廃棄物処理責任者設置義務違反	第 12 条の 2 第 8 項	第 30 条	停止 30 日
特別管理産業廃棄物多量排出事業者の特別管理産業廃棄物処理計画提出義務違反、虚偽記載	第 12 条の 2 第 10 項	第 33 条	停止 10 日
特別管理産業廃棄物多量排出事業者の特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告義務違反、虚偽報告	第 12 条の 2 第 11 項	第 33 条	停止 10 日
特別管理産業廃棄物を生ずる事業場設置事業者の帳簿備付け義務違反、記載義務違反、虚偽記載、保存義務違反	第 12 条の 2 第 14 項において準用する第 7 条第 15 項及び第 16 項	第 30 条	停止 30 日
産業廃棄物管理票交付義務違反、記載義務違反、虚偽記載	第 12 条の 3 第 1 項	第 27 条の 2	停止 30 日
管理票交付者の産業廃棄物管理票の写し保存義務違反	第 12 条の 3 第 2 項 第 12 条の 3 第 6 項	第 27 条の 2	停止 30 日
運搬受託者の産業廃棄物管理票写し送付義務違反、記載義務違反、虚偽記載、回付義務違反	第 12 条の 3 第 3 項	第 27 条の 2	停止 30 日
処分受託者の産業廃棄物管理票写し送付義務違反、記載義務違反、虚偽記載	第 12 条の 3 第 4 項 第 12 条の 3 第 5 項	第 27 条の 2	停止 30 日
運搬受託者の産業廃棄物管理票写し保存義務違反	第 12 条の 3 第 9 項	第 27 条の 2	停止 30 日
処分受託者の産業廃棄物管理票保存義務違反	第 12 条の 3 第 10 項	第 27 条の 2	停止 30 日
虚偽産業廃棄物管理票交付	第 12 条の 4 第 1 項	第 27 条の 2	停止 90 日
産業廃棄物管理票の不交付による産業廃棄物引受禁止違反	第 12 条の 4 第 2 項	第 27 条の 2	停止 30 日
虚偽産業廃棄物管理票写し送付、虚偽報告	第 12 条の 4 第 3 項	第 27 条の 2	停止 30 日
処分受託者の虚偽産業廃棄物管理票写し送付、虚偽報告	第 12 条の 4 第 4 項	第 27 条の 2	停止 30 日
電子産業廃棄物管理票の虚偽登録	第 12 条の 5 第 1 項	第 27 条の 2	停止 30 日
電子産業廃棄物管理票報告義務違反、虚偽報告	第 12 条の 5 第 2 項	第 27 条の 2	停止 30 日
処分受託者の電子産業廃棄物管理票報告義務違反、虚偽報告	第 12 条の 5 第 4 項	第 27 条の 2	停止 30 日
処分受託者の産業廃棄物管理票写し送付義務違反及び、記載義務違反、虚偽記載	第 12 条の 5 第 6 項	第 27 条の 2	停止 30 日
産業廃棄物管理票に係る勧告の措置命令違反	第 12 条の 6 第 3 項	第 27 条の 2	停止 90 日

処分事由（第1欄）	根拠条文（第2欄）	罰則（第3欄）	処分基準（第4欄）
産業廃棄物処分業者等の適正処分等困難時通知義務違反	第14条第13項	第29条	停止30日
産業廃棄物処分業者等の適正処分等困難時通知写し保存義務違反	第14条第14項	第29条	停止30日
産業廃棄物処理業者の帳簿備付け義務違反、及び記載義務違反、虚偽記載、保存義務違反	第14条第17項において準用する第7条第15項及び第16項	第30条	停止30日
産業廃棄物処理業者の廃止・変更届出義務違反、虚偽届出	第14条の2第3項において準用する第7条の2第3項	第30条	停止30日
特別管理産業廃棄物処分業者等の適正処分等困難時通知義務違反	第14条の4第13項	第29条	停止30日
特別管理産業廃棄物処分業者等の適正処分等困難時通知写し保存義務違反	第14条の4第14項	第29条	停止30日
特別管理産業廃棄物処理業者の帳簿備付け義務違反、記載義務違反、虚偽記載、保存義務違反	第14条の4第18項において準用する第7条第15項及び第16項	第30条	停止30日
特別管理産業廃棄物処理業者の廃止・変更届出義務違反、虚偽届出	第14条の5第3項において準用する第7条の2第3項	第30条	停止30日
廃棄物処理施設設置許可の使用前検査受検義務違反	第8条の2第5項 第15条の2第5項	第29条	停止60日
廃棄物処理施設定期検査拒否、妨害、忌避	第8条の2の2第1項 第15条の2の2第1項	第30条	停止30日
廃棄物処理施設維持管理事項記録義務違反、虚偽記載、備付け義務違反	第8条の4 第15条の2の4において準用する第8条の4	第30条	停止30日
廃棄物処理施設変更許可の使用前検査受検義務違反	第9条第2項において準用する第8条の2第5項 第15条の2の6第2項において準用する第15条の2第5項	第29条	停止60日
廃棄物処理施設の変更廃止等届出・埋立処分終了届出義務違反、虚偽届出	第9条第3項、第4項 第15条の2の6第3項において準用する第9条第3項及び第4項	第30条	停止30日
廃棄物処理施設の相続等届出義務違反、虚偽届出	第9条の7第2項第15条の4において準用する第9条の7第2項	第30条	停止30日
国外廃棄物輸入者の産業廃棄物管理票交付義務違反、記載義務違反、虚偽記載	第15条の4の7第2項において準用する第12条の3第1項	第29条	停止30日
国外廃棄物輸入者の電子産業廃棄物管理票の虚偽登録	第15条の4の7第2項において準用する第12条の5第1項	第27条の2	停止30日
土地形質変更届出義務違反、虚偽届出	第15条の19第1項	第27条の2	停止30日
既に土地形質変更着手している者の土地形質変更届出義務違反、虚偽届出	第15条の19第2項	第33条	停止10日
非常災害の応急措置で土地形質変更した者の土地形質変更届出義務違反、虚偽届出	第15条の19第3項	第33条	停止10日
土地形質変更の計画変更命令違反	第15条の19第4項	第28条	停止90日
報告拒否、虚偽報告	第18条第1項	第30条	停止30日
立入検査拒否、妨害、忌避	第19条第1項	第30条	停止30日
土地形質変更の措置命令違反	第19条の10第1項	第28条	停止90日
登録廃棄物再生事業者の名称独占規定違反	第20条の2第3項	第34条	停止10日
技術管理者設置義務違反	第21条第1項	第30条	停止30日
特定処理施設の事故時応急措置命令違反	第21条の2第2項	第29条	応急措置に必要な期間の停止
その他の違反行為	—	—	停止10日

別表 4

処分事由 (第 1 欄)	根拠条文 (第 2 欄)	罰則 (第 3 欄)	処分基準 (第 4 欄)
産業廃棄物処理業者の事業の用に供する施設、その者の能力が許可基準に適合しなくなったとき	第 14 条の 3 第 2 号 第 14 条の 3 の 2 第 2 項	—	改善に必要な期間の停止又は許可取消し(改善が不可能な場合)
特別管理産業廃棄物処理業者の事業の用に供する施設、その者の能力が許可基準に適合しなくなったとき	第 14 条の 6 において準用する 第 14 条の 3 第 2 号 第 14 条の 3 の 2 第 2 項	—	改善に必要な期間の停止又は許可取消し(改善が不可能な場合)
施設の構造、維持管理が許可基準又は設置、維持管理に関する計画に適合していないと認めるとき	第 9 条の 2 第 1 項第 1 号 第 15 条の 2 の 7 第 1 号	—	改善に必要な期間の停止又は許可取消し (改善が不可能な場合)
廃棄物処理施設の設置者の能力が基準に適合していないと認めるとき	第 9 条の 2 第 1 項第 2 号 第 15 条の 2 の 7 第 2 号	—	改善に必要な期間の停止又は許可取消し (改善が不可能な場合)

別表 5

処分事由 (第 1 欄)	根拠条文 (第 2 欄)	罰則 (第 3 欄)	処分基準 (第 4 欄)
産業廃棄物処理業許可条件違反	第 14 条の 3 第 3 号	—	停止 30 日
特別管理産業廃棄物処理業許可条件違反	第 14 条の 6 において準用する 第 14 条の 3 第 3 号	—	停止 30 日
産業廃棄物処理施設設置許可条件違反	第 9 条の 2 第 1 項第 4 号 第 15 条の 2 の 7 第 4 号	—	停止 30 日

行政処分事務処理フロー

